

令和 6 年度事業計画

一般社団法人 日本工業用水協会

令和6年度事業計画

本会は、工業用水道事業の普及及びその健全な発達を促進するとともに、工業用水に関する知識の普及及び技術の進歩向上を図り、もってわが国産業の発展に寄与することを目的としている。

工業用水道事業は、近年、実需要量と施設能力の乖離、施設の老朽化、経営基盤の弱体化、担い手不足等の課題を抱えている。また、自然災害の頻発化や激甚化等により業務継続に支障が生じるおそれが認識されるなど工業用水道事業をとりまく環境に不確実性が高まっている。本会は、こうした課題の解決に向けて、関係機関等との総合調整、調査・研究及び立案、工業用水関連人財の育成と技術の向上に取り組んできた。

引き続き、工業用水道事業の推進のため、効率的、効果的に事業を展開していくこととする。

令和6年度の具体的な事業計画は、以下のとおりである。なお、総会・理事会を含めた各種委員会等はオンライン併用の会議を原則とする。

1. 総会・理事会等

本会の会務、事業全般の企画立案、計画の策定、執行等のため以下の会議等を開催する。

(1) 総 会

定時総会を6月（3日を予定）に開催する。

(2) 理事会

年2回（5月、1月を予定）、その他必要に応じ開催する。

(3) 監事會

年1回程度、その他必要に応じ開催する。

(4) 協会運営委員会

年2回程度、その他必要に応じ開催する。

2. 事 業

(1) 工業用水道事業施策の要望

施設の強靱化等に係る国庫補助制度の拡充や経営基盤の強化に係る施策の推進など、事業体の要望実現に向けて会員一同が団結して、効果的な活動を展開する。

(2) 調査研究に関する事業

1月下旬の2日間で第1日目を工業用水道事業研究大会、第2日目を研究発表会とし、東京で開催する。

① 工業用水道事業研究大会

工業用水道施設の強靭化、維持管理、事業運営等に関する諸問題について予め検討課題を設定して会員相互間で意見交換、討議を行い、工業用水道事業の円滑な運営に寄与するため開催する。

② 研究発表会

工業用水等に係る技術の進歩向上に資するため、工業用水道の建設、維持管理、経営の合理化及び工業用水・排水の処理技術等、工業用水に関するあらゆる部門について、会員の日頃の調査研究、試験成果等の発表会を開催する。

③ 経営委員会

工業用水道事業研究大会における経営部門の検討課題の選定、提起された諸問題の検討及び国への要望事項の調整等を行うとともに、必要に応じ工業用水道事業の経営の健全化、合理化のための方策等について検討を行う。工業用水道事業研究大会に関しては、技術委員会との合同開催とする。

また、工業用水道事業施策の要望に関し、協会運営委員会と協力して、8月頃に事業者会員への要望項目等の収集をアンケート形式で行い、取りまとめ後、当該委員会において、11月を目途に要望事項案の調整、関係省庁との意見交換の実施等を行い、要望書素案等の取りまとめを行う。年3回程度を予定。

④ 技術委員会

工業用水道事業研究大会における技術部門の検討課題の選定、提起された諸問題の検討等を行うとともに、必要に応じ工業用水道施設等の技術的な諸問題について検討を行う。工業用水道事業研究大会に関しては、経営委員会との合同開催とする。

また、工業用水道維持管理指針(2015)改訂に向け小委員会を立ち上げ、最新の知見を取り入れた維持管理指針2025の発刊に向け、取りまとめを進める。

さらに、協会ホームページにおいて事業継続計画策定事例を公表し、未策定事業体への策定促進を促す。年3回程度を予定。

⑤ 編集委員会（調査研究部門）

研究発表会の開催について、具体的な企画、立案及び運営を行うとともに、必要に応じ工業用水・排水の処理技術上の諸問題について検討を行う。年6回程度を予定する。

⑥ 関連産業委員会

工業用水道用品、技術又は役務を提供する関連産業界の立場から、専門的事項の調査研究、委員相互の連絡、諸問題の検討等を行う。年2回程度を予定する。

(7) その他

必要に応じ、工業用水に係る諸問題について調査、研究を行うため、小委員会を設け種々検討等を行う。

(3) 出版に関する事業

① 編集委員会（編集・出版部門）

会誌「工業用水」の編集方針の決定、企画、原稿の審査等のため開催する。

また、会誌「工業用水」に掲載された論文等から会長表彰論文を審査決定する。日刊工業新聞社賞の選考も行う。

② 出版図書及び出版の企画

- 会誌「工業用水」（No. 684～No. 689を発行）（隔月刊）

令和5年度のWeb配信試行でのヒアリング結果を踏まえ、事業者会員への配布については本局分等のみとし、出先機関等は会員専用ページからダウンロードする方式を通年で試行する。その際のアンケートにより、令和7年度以降の配布方法を検討する。

- 工業用水道実務必携の発行、販売

(4) 講習会に関する事業

必要に応じ、工業用水道等に関する講習会を実施する。

(5) 検査に関する事業

① 工業用水道管・弁類等製造事業場の審査等

事業体委員で構成する認定委員会により、製造事業場の設備、検査方法、品質管理等の審査等を行う。

② 工業用水道管・弁類の委託検査

工業用水道で使用するダクタイル鋳鉄管、鋼管、硬質塩化ビニル管、弁類等の検収検査を（公社）日本水道協会との協定により委託する。

(6) 団体保険に関する事業

工業用水道賠償責任保険及び工業用水道機械設備損害保険の保険取次事業を継続的に実施する。

(7) その他

① 協会ホームページの維持・充実を図るとともに、必要に応じ閲覧・検索システムの一層の拡充、構築を図る。

② 「備蓄資機材の情報提供」等、これまで実施している各種情報を更新し

て、引き続き提供していく。

- ③ 工業用水に関する図書、資料等を収集・常置し、会員の参考に供するよう努めるとともに、有益な情報・資料の提供等に務める。
- ④ 経済産業省、厚生労働省が主催し、日本水道協会と共に「水道分野における官民連携推進協議会」を引き続き行う。
- ⑤ 厚生労働省、経済産業省が進めている、水道情報活用システム標準仕様研究会及び水道情報活用システム標準仕様審査委員会に参加し、水道分野と工業用水道分野でのデータ標準仕様の共有化の前進ため、参加を引き続き行う。